

NEXUS

岩手県中小企業団体中央会

2015
No.638

2

主な内容

●「水沢鑄物の歴史と今後の組合共同事業活動」

水沢鑄物工業協同組合 理事長 及川敬

●平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」公募のご案内

●岩手県商振連が盛岡市へ要望書を提出

●「いわて商店街塾2014」開催

～宮古市末広町で現地研修会～

●沿岸地区の復興に向けて

・ウルトラD宮古報告会

●平成26年度人確・定着支援事業の取組み(1月分)

●商工指導団体ボーリング大会開催

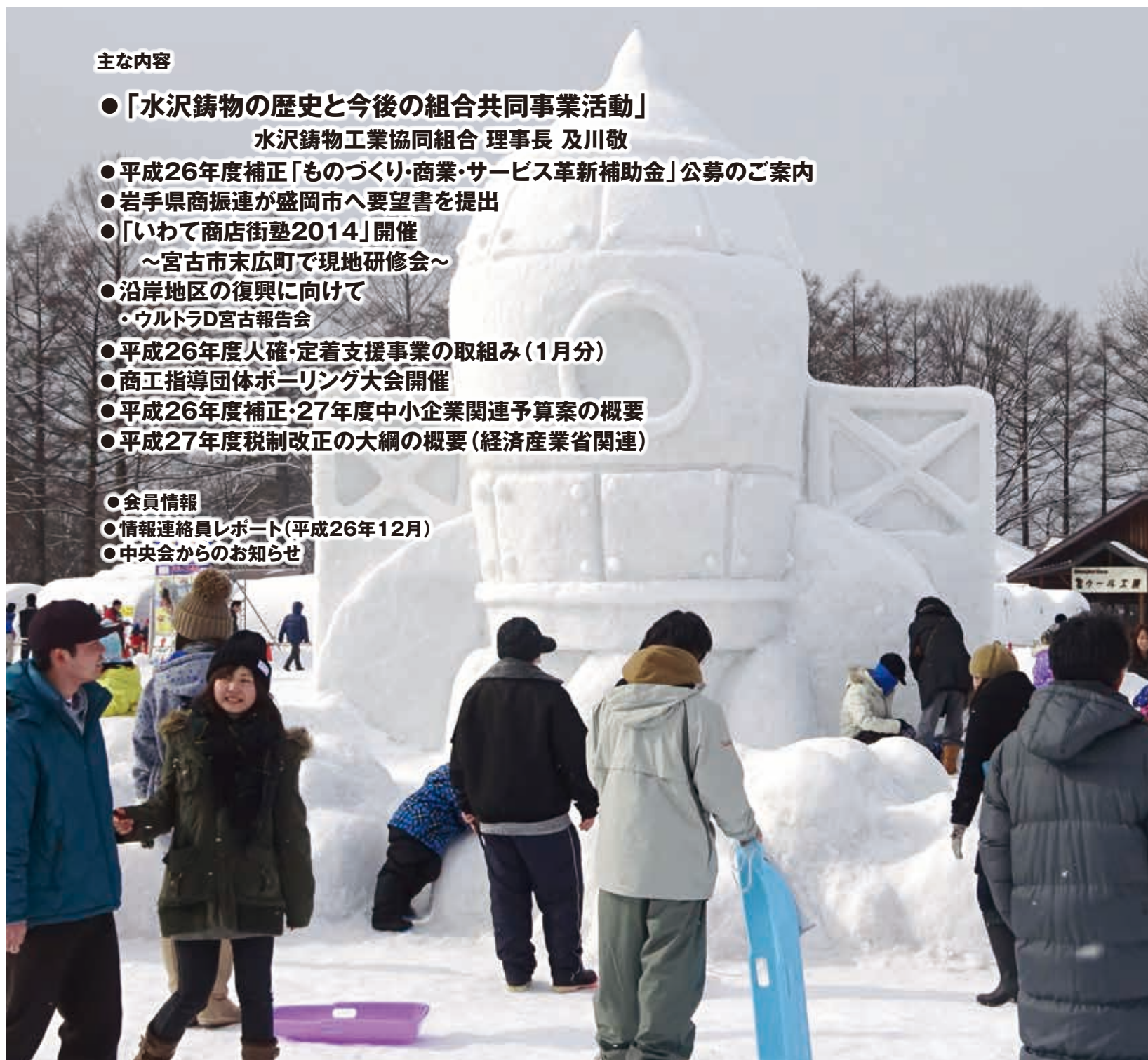
●平成26年度補正・27年度中小企業関連予算案の概要

●平成27年度税制改正の大綱の概要(経済産業省関連)

●会員情報

●情報連絡員レポート(平成26年12月)

●中央会からのお知らせ



第48回いわて雪まつり「銀河の夢ロケット」(雫石町・小岩井農場)

「水沢鑄物の歴史と今後の組合共同事業活動」

水沢鑄物工業協同組合

理事長 及 川 敬



奥州市を代表する地場産業である「鑄物」生産の歴史は古く、当地方に鑄物製造技術が伝えられたのは、平安時代末期(1088年頃)、藤原清衡が岩谷堂餅田「豊田館」に居りし頃、江州（滋賀県）から鑄物師を招き、生活の必需品である鍋や釜を鑄造させたのが始まりと伝えられています。

その後、栄枯盛衰の変遷を経て、江戸時代には伊達藩の保護政策を受けて、日用品の鍋釜製造生産量は飛躍的に伸び、明治時代には東北一を誇りました。また、太平洋戦争当時は、日用品鑄物等が統制され、後に製造禁止となったため、軍需産業に転換し、業界は軍需ブームに乗って規模を拡大、「鑄物工業産地」として全国的にその名が知られました。戦後は、日用品鑄物、南部鉄瓶等の生産が復活すると共に、軍需産業鑄物を製造した工場は産業機械鑄物の生産に転換、幾多の新技术導入と研鑽を重ねて、普通鑄物は勿論、可鍛鑄鉄、ダグタイル鑄鉄等の特殊高級鑄物の製造が普及し、今では水沢鑄物の年間生産額の約70%を占めております。

昭和29年には、生産方式の近代化技術の向上、経営の合理化・安定化等を目標に中小企業等協同組合法に基づく本組合を設立。**（昨年には、国、県、市並びに関係諸団体からの格別なるご指導ご鞭撻並びに地域の皆様の深いご理解とご支援を賜り、お蔭をもちまして創立60周年を迎えることができました。）**

その後、昭和50年2月には、伝統的工芸品産業の振興に関する法律により、南部鉄器の焼型（惣型）技法が「伝統工芸品」として国の第一号指定を受け、その主目的である振興計画による技能継承者育成の研修事業を開始しており、現在は3名が本継承者育成事業により3箇所の鉄瓶工房で雇用され技能を習得しています。

さらに、昭和59年には、地域技術活性化事業としてフロンティア技術開発事業の指定を受け、初めて産学官連携による先端技術開発事業（4ヶ年継続事業）に取り組み、業界振興発展に努めました。その後も、国、県当局並びに関係指導機関等のご支援等をいただきながら、各種補助事業等を活用した新商品開発・販路開拓事業及び各種共同事業に取り組んで参りました。

近年の新商品開発等の成果としては、平成10年代に入ってバブル崩壊後の国内市場低迷を打破するために、新たな販路開拓先として欧米市場への参入に挑戦し、欧米仕様のティーポット（大ぶりの急須で、赤・青・緑など欧米諸国の消費者ニーズに合わせた色に着色）を開発し、生活用品の世界的見本市、「フランクフルト・メッセ」などに出展したところ大きな反響があり、大量受注を獲得しました。現在では、欧米を始め、オーストラリア、東アジアなどまで需要を伸ばし、大量生産が安定化し、工芸鉄器部門の主要輸出品となっております。

さらに、高度経済成長が続いている中国など新興国にも地場産業の「南部鉄器」を**販路開拓並びに需要拡大を図るため**、岩手県当局と上海の企業が平成22年5月1日から開幕した「上海万博」に、当地区と盛岡市の南部鉄器（南部鉄瓶とティーポット等）を出展。その後は、本組合独自で、中国の主要都市で大規模に開催される「国際茶葉博覧会」等に積極的に出展したところ、中国の富裕層を中心に旺盛な需要が続いており、南部鉄器の生産は当分の間、好調を持続する見通しです。

今後とも、南部鉄器は伝統技法を守りつつ、さらに新技法を取り入れ**高品質を維持しながら**、欧米や東アジア諸国のニーズに適した新商品開発、**さらなる世界需要への積極的な販路開拓並びに需要の安定化に尽力致します**。また、産業機械鑄物は、更なる品質向上と最先端技術を導入しながら、日本全国の需要家のご要望に応える鑄物部品の供給基地として邁進してまいります。

結びに、これまでご指導、ご支援頂いております**国、県、市当局を始め、関係団体や諸指導機関の皆様に心から感謝申し上げます**、今後の当組合共同事業活動一端の紹介と致します。

「ものづくり補助金」公募のご案内

～経済産業省平成 26 年度補正予算事業「ものづくり・商業・サービス革新補助金」～

【目的・概要】

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関やよろず支援拠点等と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品開発を行う中小企業を支援します。

【対象事業】

類 型 等	要 件	活 用 事 例
1. 革新的サービス (1)一般型 ■補助上限額 1,000 万円 ■設備投資が必要 ■補助率：2／3 (2)コンパクト型 ■補助上限額 700 万円 ■補助率 2／3	「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出等であり、3～5 年計画で、「付加価値額」年率 3%及び「経常利益」年率 1%の向上を達成できる計画であること。 ※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費	(1)一般型 水洗いとドライクリーニングの長所を併せた洗浄方法が可能なドラム式洗濯機を開発し、クリーニングが困難な高級衣料のケアサービスを提供。 (2)コンパクト型 高齢者世帯とその家族等をつなぐシステムをクラウド上に構築。高齢者の生活データを蓄積・解析することで、暮らしに配慮した見守り体制を構築。
2. ものづくり技術 ■補助上限額 1,000 万円 ■設備投資が必要 ■補助率 2／3	「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した画期的な試作品の開発や生産プロセスの革新であること。	医療カテーテル・内視鏡等の精度を向上させるため、マイクロモーターに使用される部品を世界最小クラスまで小型化するための試作開発。
3. 共同設備投資 ■補助上限額 5,000 万円 (500 万円／社) ■設備投資が必要 ■補助率 2／3	複数の企業が共同し、設備投資により、革新的な試作品開発等やプロセスの改善に取り組むことで、共同事業者全体で「付加価値額」年率 3%及び「経常利益」年率 1%の向上を達成できる計画であること。	※新規類型

【認定支援機関】

認定支援機関とは、地域の金融機関・商工会・税理士など、国の認定を受けた機関で、現在、岩手県内においては、400 を超える機関が認定を受けております。上記 1～3 のいずれかに該当し、「認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体であること」が要件となるため、事業計画の実効性について、認定支援機関の確認が必要となります。

【公募期間】

平成 27 年 2 月 13 日(金)～平成 27 年 5 月 8 日(金)

【公募説明会】

平成 27 年 3 月 2 日(月) 13 時 30 分～16 時 サンセール盛岡（盛岡市志家町 1 番 10 号）
 出席を希望される方は、電話又は FAX にて企業名・氏名・連絡先を下記までお知らせ下さい。

【お問い合わせ先・申請先】

岩手県中小企業団体中央会 ものづくり支援センター
 〒020-0878 盛岡市肴町 4 番 5 号 岩手酒類卸(株)ビル 2 階 TEL：019-613-2801 FAX：019-613-2802
 HP：http://www.ginga.or.jp/~monodukuri/

「平成 26 年度(国の)補正予算に係る緊急要望書 (プレミアム付き商品券発行支援の実施実現の要望)」を提出

平成 27 年 1 月 22 日 岩手県商店街振興組合連合 豊岡卓司会長と岩手県中小企業団体中央会 千葉勇人専務理事が、盛岡市の村井淳商工観光部長を訪問し、「平成 26 年度補正予算に係る緊急要望書」を手渡して実現に向けた取り組みをお願いした。

平成 26 年度の国の補正予算に盛り込まれている「地域住民生活等緊急支援のための交付金」は、その交付が各地方自治体からの「手上げ方式」となる見込みで、交付金を活用しての「プレミアム付き商品券発行支援」は、景気対策として即効性があり、地域の消費喚起を促進させ商店街活性化に極めて有効な施策であることから、岩手県内のすべての市町村に対して、県中央会会長と県商振連会長の連名による同要望書を提出して、実現に向けた取り組みをお願いしている。



村井淳盛岡市商工観光部長（右）へ要望書を手渡す
豊岡卓司県商振連会長（左）と千葉勇人中央会専務理事（中）

“いわて商店街塾 2014” 現地研修会開催

1 月 11 日(日)と 12 日(祝・月)、宮古市の末広町商店街にて「いわて商店街塾 2014」の第 4 回研修会が開催された。当研修会は、次世代のリーダー候補者や若手後継者など、将来の商店街活動を牽引する内部人材の育成を目的に岩手県商店街振興組合連合会（豊岡卓司 会長）が主催し、本会が支援するもので、県内 8 市町村から約 20 名の塾生が参加している。

最終回となる今回は、宮古市末広町商店街振興組合（佐香英一 理事長）の受け入れにより「商店街レッドカーペット事業」に合わせた現地研修が実現し、塾生たちは地域コミュニティ機能を担う実践的な商店街活動の運営を実地体験した。

閉塾式では、修了基準（全 4 回のうち 3 回以上研修に参加）を満たした塾生に豊岡会長から修了証書が手渡された。



＜商店街レッドカーペット事業＞

街区に約 200mの赤いじゅうたんを敷き詰め、新成人や地域に貢献した人々を沿道の市民が祝福するイベント。震災復興の一環として宮古市末広町(商振)が地元のコミュニティ団体等と連携して実施。今回で 3 回目となる。

“ウルトラD宮古 2014” 成果報告会開催

1月19日、「宮古市成功店モデル創出・波及事業（ウルトラD宮古 2014）」の成果報告会をホテル沢田屋にて開催した。本事業は、商店街を構成する個店の経営力強化を図ることを目的に本会が宮古市から委託されたもので、今回で6年目を迎える。

今年度に指導対象となったのは日用雑貨小売、総合衣料小売、婦人・紳士服小売の3店舗で、昨年9月～12月に専門家 高橋幸司氏による経営指導を受け、様々な気付きを実践に移すことで売上や客数のアップに結び付けた。成果報告会には約40名の商店街関係者が参加し、3店舗による事例発表に聞き入った。発表事例の抜粋は以下のとおり。



成果報告会の様子

＜事例発表①＞ 日用雑貨小売店

- 経営課題：震災により商品の外販先が激減。路面店での上を伸ばしたい。
- 取組内容：納品先の事業所で働く主婦層をターゲットに「かわらばん」を作成し、先取りした季節商品（年末の大掃除用品など）を提案。商品情報だけでなく、地域のイベント情報や豆知識も掲載し、読み物としての楽しさを工夫した。

＜事例発表②＞ 総合衣料品店

- 経営課題：被災後、規模を縮小した移転先で営業を再開。コストを掛けずに顧客満足を高めたい。
- 取組内容：メインの顧客層は70歳代女性であることから、試着室の段差を撤去してバリアフリー化し、お客様が足を休める休憩スペースも設置。併せて、買い物に付き添う娘さん世代にもアピールする商品も陳列するなど、お客様のご家族との将来的な関係性を結ぶための商品構成を一部に取り入れた。

＜事例発表③＞ 婦人・紳士服小売店

- 経営課題：オープンして間もないため、お店の認知度を上げて会員顧客を増やしたい。
- 取組内容：顧客獲得の手段としてメンバーズカードを活用。登録を勧める際にメリットを丁寧に説明するとともに、会員特典や商品の返品方法などをまとめた用紙を一緒に手渡すことで、お店やスタッフに対する安心感や信頼感を持ってもらうよう工夫した。

【 数字で見る事業成果 】

■ 最も『売上高』の伸び率が増えた店舗の昨年同月比	116.4%
■ 最も『客数』の伸び率が増えた店舗の昨年同月比	128.6%
■ 最も『客単価』の伸び率が増えた店舗の昨年同月比	108.9%
■ 最も『売上高』の伸び率が増えた店舗の期間平均値	110.8%
■ 最も『客数』の伸び率が増えた店舗の期間平均値	111.5%

平成 26 年度 人材確保・定着支援事業・研修会を開催

① 新卒採用のための IT ツール活用セミナー

新卒採用活動で重要となっている情報発信力の強化を図るため、twitter、Facebook 等の無料 IT ツールの活用促進を目的に、IT ツール活用セミナーを 1 月 13 日にマリオスにて開催した。講師に、わかる事務所 代表 玉樹 真一郎 氏をお招きし、企業 10 社 13 名よりご参加をいただいた。

セミナーでは、twitter、Facebook などそれぞれのツールの特徴と効果的な情報発信の仕方について、特に新卒者の目線や行動パターンに応じた使い方について学んだ。



○IT 活用セミナーの様子

② 第 5 回若手社員向け営業力強化研修を開催（最終回）

若手従業員の悩みの解消と営業力強化を目的に超実践型営業研修を 1 月 14 日にマリオスにて開催した。

講師に、ジャイロ総合コンサルティング株式会社 セミナー事業部長 渋谷 雄大 氏をお招きし、企業 12 社、専門学校 2 校から 29 名の参加をいただいた。

併せて、研修終了後には、全 5 回の習熟度を判定するために営業力強化検定試験を実施した。



○営業力強化研修の様子

商工指導団体ボウリング大会を開催

1 月 23 日(金)、『平成 26 年度商工指導団体ボウリング大会』がラウンドワン盛岡店において開催された。

23 回目の開催となるこの本大会は、ボウリングを通じて商工指導団体職員の元気回復に資するとともに、職員相互の交流と親睦を深めることを目的として実施され、今年は 9 団体 18 チーム、総勢 71 名の参加となった。

大会長である橋本県商工労働観光部長の始球式に始まり、選手たちは 1 ピンでも多く倒そうと必死になって投げている。どのチームも喜んだり励ましあったりし、ゲームが進むにつれて結束が深まっている様子であった。

中央会は団体戦ブービー賞と振るわぬ結果になってしまったが、ぜひとも次回の活躍に期待したい。

(団体戦結果)

- 1 位 岩手県商工労働観光部商工企画室
- 2 位 岩手県商工会議所連合会
- 3 位 岩手県工業技術センター



開会式の様子



競技中の様子

中小企業関連予算

平成 26 年度補正予算、平成 27 年度予算案の概要

【平成 26 年度補正予算が成立】

2 月 3 日、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を盛り込んだ総額 3 兆 5, 2 8 9 億円の今年度補正予算案が成立した。

経済産業省関連施策としては、総額 6, 6 0 5 億円が計上されており、地域・中小企業対策、地域活性化、中小企業の資金繰り対策等が措置されている。

その他、内閣官房、内閣府予算として、地方公共団体（都道府県及び市町村）が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策、例えば、プレミアム付商品券、ふるさと名物商品券・旅行券、低所得者等向け灯油等購入助成、低所得者等向け商品・サービス購入券、多子世帯支援策等に対し地方公共団体が地域事情に応じて柔軟に使える交付金（地域住民生活当緊急支援交付金）が盛り込まれている。主な内容は下記のとおりとなっており、詳細については、経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/hosei/index.html> をご参照下さい。

I. 現下の経済情勢等を踏まえた対策

1. エネルギーコスト対策

（1）省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

○地域の工場・事務所・店舗、中小企業等に対する省エネ支援 929.5 億円

エネルギーコストの増加に苦しむ地域の中小企業やエネルギー多消費企業等が実施する省エネ投資を緊急的に支援。

- ・最新モデルの省エネ機器の導入を支援。対象機器を明確にし、簡素な手続きを導入。
- ・地域の工場・事務所・店舗等における省エネや電力ピーク対策等への更新・改修を支援。
- ・地域の中小企業等の省エネ・節電ニーズに応じたきめ細かな省エネ相談体制の整備。

2. 円安による材料費高等に苦しむ中小企業・小規模事業者への支援

○中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援 1,380.0 億円

・政府系金融機関が、円安による原材料高・エネルギーコスト高等の影響を受ける事業者への資金繰りを支援するとともに、女性等による創業や事業承継など地域の前向きな取組みや、NPO 等への融資を促進。

- ・信用保証協会が借り換え保証により経営支援を強化。また、災害に対応する信用保証を充実。
- ・中小企業再生支援協議会が、抜本的な再生に向けた支援を行う。

○消費税転嫁円滑化対策 37.4 億円

- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁に向け、相談窓口の設置や巡回指導等を行う。

II. 地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じた地方の活性化

1. まち・ひと・しごとの創生に向けた「総合戦略」の先行的支援

○中小企業・小規模事業者に対する人材発掘・育成支援 60.1 億円

- ・地域内外から多様な人材を発掘し、地域の中小企業等とのマッチング、定着支援を行う。
- ・複数の中小企業・小規模事業者間での出向や共同研修を通じて、人材育成支援を行う。
- ・ものづくり中小企業・小規模事業者における中核人材の育成を支援。

○ふるさと名物支援 40.0 億円

・地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発、販路開拓について、商工会・商工会議所、地域金融機関、大学・専門学校などを巻き込み、地域一体となって行う取組などを支援。

※「ふるさと名物」については、あわせて、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」による「ふるさと名物商品券」を活用して消費を喚起する。

2. 地域の産業振興等による経済活性化

(1) 地域における新たな産業の創出、革新を促す仕組みづくり

○創業・第二創業支援 50.4 億円

・創業に要する費用及び、既存事業の廃業コストを含む第二創業に要する費用を支援。

(2) 地域の活性化に資する企業・産業に対する支援

○ものづくり・商業・サービス革新事業（ものづくり・サービス補助金） 1,020.4 億円

・中小企業の革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を支援。共同体で行う設備投資等を対象に追加。

○小規模事業者に焦点を当てたパッケージ支援 252.2 億円

・商工会・商工会議所と取り組む販路開拓を支援（小規模事業者持続化補助金）。複数の事業者が連携した取組も支援し、雇用増加、買物弱者対策に取り組む事業者を重点支援。

・物産展やアンテナショップ等、事業者の既存の商圈を越えた広域の販路開拓を支援。

・改正小規模支援法に基づき商工会・商工会議所が取り組む伴走型の事業者支援を推進。

(3) 魅力ある地域づくりに向けた住環境等の整備

○中心市街地活性化 22.0 億円

・雇用や地域の消費活性化が期待できる商業施設の改修等や買物弱者対策の支援モデルの構築を支援。

【平成 27 年度当初予算の概要】

1 月 14 日、平成 27 年度予算案が閣議決定した。平成 26 年度補正予算や平成 27 年度税制改正と合わせ、経済再生と財政再建の両立を実現するため①福島・被災地復興の加速、②地域経済再生（ローカルアベノミクス）、③中小企業・小規模事業者の活性化、④イノベーション促進、⑤海外市場の獲得、投資の呼び込み、⑥エネルギー対策の 6 つの重点項目となっている。

主な内容は下記のとおりとなっており、詳細については、経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2015/index.html をご参照下さい。

I. 福島・被災地復興の加速

(1) 産業復興・帰還支援

○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業〈復興〉 400.0 億円（220.7 億円）

（○内は 26 年度当初予算額）

中小企業等グループの復興事業計画に基づく施設復旧等を支援する。その際、従前の施設復旧等では、事業再開や継続、売上回復が困難な場合、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（新商品製造ラインへの転換や市場調査等）を支援する。

○被災中小企業・小規模事業者等への事業再生支援〈復興〉 30.6 億円（35.5 億円）

事業者の二重債務問題のほか、震災の影響により業況が悪化している被災事業者の再生支援に対応するため、被災事業者からの相談を受け付け、相談者の状況に応じて、再生計画策定支援や「産業復興機構」に対する債権の買取要請等を実施する。

○被災中小企業・小規模事業者等への資金繰り支援〈復興〉 93.0 億円（53.0 億円）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫の「東日本大震災復興特別貸付」による低利融資等を実施する。

Ⅱ. 地域経済再生（ローカル・アベノミクス）**（１）地域の中核企業による産業集積**

○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 25.0 億円（22.8 億円）、関連 26 補正 14.9 億円

JETRO 及び中小機構が連携し、海外情報提供や国内外展示会出展支援、輸出準備を含めた海外展開の実現可能性調査（F/S 調査）支援を行う。また海外現地の官民支援機関が連携した支援体制を整備し、進出後の課題や事業再編等を支援する。

○地域を支える中核企業に対する貸付制度 80.0 億円（新規）

地域の中核企業となる中堅・中小企業に対し、商工中金が、新市場開拓・新事業展開、研究開発、経営改善・再編等へ取り組む際に必要となる長期性資金（長期・一括返済・成功利払い）を供給する。

（２）創業・第二創業、ベンチャーの促進

○創業・第二創業促進補助金 7.6 億円（新規）、26 補正 50.4 億円

地域活性化に向け、地域経済の新陳代謝を図るため、新たに起業を目指す女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する第二創業者が行う取組を支援する。

（３）地域資源のブランド化

○ふるさと名物応援事業 16.1 億円（新規）、26 補正 40.0 億円

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農商工連携により行う「ふるさと名物」等の新商品・新サービスの開発・販路開拓等を支援する。また、「ふるさと名物」等の地域の魅力を活かした海外展開を支援する。

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者の活性化**（１）中小企業・小規模事業者のイノベーションの推進**

○革新的ものづくり産業創出連携促進事業 128.7 億円（新規）、関連 26 補正 1,020.4 億円

中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術に「デザイン開発技術」を加え、中小企業が産学官連携して行う技術開発等を支援する。また、中小企業が大企業や大学等の知見を活用して行う研究開発も支援する。

○商業・サービス競争力強化連携支援事業 9.9 億円（新規）

中小企業が、「新連携」の認定を受け、①「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う、又は、②産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」若しくは「グレーゾーン解消制度」を活用して行う、革新的なサービス開発を支援する。

（２）小規模事業者支援対策の強化

○小規模事業者対策推進事業 46.5 億円（18.8 億円）、関連26 補正252.2 億円

改正小規模支援法に基づき商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援する。

○小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）等 40.0 億円（40.0 億円）

日本政策金融公庫が、商工会・商工会議所等の経営指導等を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で融資を行う。また、認定経営発達支援計画に基づく事業計画策定支援等を受けた小規模事業者に対し、低利で融資を行う。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者の活性化**○中小企業・小規模事業者人材対策事業 10.0 億円（新規）、関連 26 補正 60.1 億円**

地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、都市部の若手人材等を発掘し、地域事業者とのマッチングを行う拠点を整備するとともに、地域事業者への定着までを一貫支援する。また、ものづくり現場でのカイゼン活動指導者の育成・派遣を実施する。

○中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 39.0 億円（41.2 億円）

地域の支援機関等と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大等の様々な経営課題に対して最適な手法を選択して支援を行う拠点を各都道府県に整備する。また、専門的な経営課題等の相談に対応するため、専門家派遣を実施する。

○地域商業自立促進事業 23.0 億円（39.0 億円）

少子・高齢化や外国人への対応、創業支援など、社会構造の変化の中で商店街が中長期的に発展していくための取組に対して支援を行う。

○中小企業連携組織対策推進事業 7.1 億円（5.6 億円）

中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進等を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等への支援を行う。また、外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化を支援する。

(4) 円安による原材料・エネルギーコスト高対策や、消費税転嫁対策等**○中小企業・小規模事業者への資金繰り支援 242.9 億円（236.8 億円）、関連 26 補正 1,380.0 億円**

政策金融・信用保証制度により、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図る。

○中小企業再生支援協議会事業 44.8 億円の内数（44.4 億円の内数）

事業の収益性はあるものの財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援するため、中小企業再生支援協議会の常駐専門家による窓口相談、再生計画策定支援及びモニタリング等を行う。

○消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業 38.7 億円（46.3 億円）、関連 26 補正 37.4 億円

取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者は、取引相手から転嫁拒否等の違反行為を受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、昨年度と同様に悉皆的な書面調査を実施し、474人体制で万全な情報収集・取締りを実施する。

○中小企業取引適正化対策事業委託費 5.5 億円（5.7 億円）

下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用や周知徹底、また全国48カ所に設置されている下請かけこみ寺における相談体制の強化を行うとともに、官公需情報の提供を行うことで取引の適正化を図る。

IV. エネルギー対策**(1) 消費段階（省エネの徹底推進）****○エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 410.0 億円（410.0 億円）、関連 26 補正 929.5 億円**

工場・事業場等における省エネ設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等の改修により省エネや電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助する。また、工場間で一体となった省エネの取組を支援対象に加える。

平成27年度経済産業省関係の 主な税制改正の概要

平成27年1月14日、平成27年度税制改正の大綱が閣議決定された。

本改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革として、国・地方の法人実効税率の2.51%引下げた他、中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正事項としては、（1）中小企業等の法人税軽減税率の2年延長、（2）外形標準課税の導入は非適用、（3）中小企業者の事業承継を円滑化させる税制措置の強化、（4）商業・サービス業・農林水産業活性化税制の2年延長、（5）地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大措置の創設、（6）中小企業等の貸倒引当金の特例の2年延長などがある。

経済産業省関係の主な税制改正事項の概要は以下の通りであるが、税制改正大綱の詳細は財務省のホームページ(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)を参照されたい。また、中小企業・小規模事業者関係について概要は、以下の中小企業庁のホームページを参照されたい。
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150106ZeiseiKaisei.htm>

I. 法人税改革 — 法人実効税率の引下げ —

- ◆ 法人税改革の初年度である平成27年度税制改正においては、法人実効税率（標準税率ベースでは34.62%※）を2.51%引き下げる。先行減税を確保し、法人税改革を起点とし、賃上げ、設備投資、下請・中小企業への波及などを通じて経済の好循環を実現する。※東京都ベースでは35.64%
- ◆ さらに、平成28年度においては、初年度に決定された段階的引下げにより3.29%まで引き下がる^{ところ}、税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。平成29年度以降も、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して改革を継続。

・法人税率の引下げ等	現行		27年度	28年度
法人税率	25.5%		23.9%	23.9%
法人事業税所得割（標準税率）	7.2%		6.0%	4.8%
（参考）		⇒	32.11%	31.33%
国・地方の法人実効税率	34.62%		（▲2.51%）	（▲3.29%）
東京都ベース	35.64%		33.10%	32.34%

II. 中小企業等に係る法人税率、— 軽減税率15%は2年延長 — 外形標準課税の導入は阻止

- ◆ 中小企業等は、年800万円以下の所得金額について、法人税率が15%に軽減されているが、この軽減税率の適用期限を、2年延長。（平成28年度末まで）。加えて、中小企業等に対する外形標準課税の導入は阻止。今後も、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、引き続き「慎重に」検討を行うこととする。

【平成27年度】

対象	法人税法における税率（本則）		租税特別措置法における軽減税率
中小企業等 （資本金1億円以下の法人）	年800万円以下の所得金額	19%	15%
	年800万円超の所得金額	23.9%	—
大企業 （資本金1億円超の法人）	所得区分なし	23.9%	—

法人税改革に伴う課税ベースの拡大		■：拡大項目 ○：拡大に伴う配慮	
■ 外形標準課税の段階的な拡充【H27年・H28年】 $\left[\begin{array}{l} \text{所得割：} 3/4 \Rightarrow 5/8 \Rightarrow 1/2 \\ \text{資本割・付加価値割：} 1/4 \Rightarrow 3/8 \Rightarrow 1/2 \end{array} \right]$ ○賃上げ分の付加価値額からの控除 ○付加価値額 40 億円未満の企業の負担の軽減		■ 受取配当等益金不算入制度の縮減 <持ち株比率：益金不算入比率> $\left[\begin{array}{l} \text{改正前（25\%未満：50\%、25\%以上：100\%）} \\ \text{改正後（5\%以下：20\%、5\%超 33.3\%以下：50\%）} \\ \text{（33.3\%超：100\%）} \end{array} \right]$ ○33.3%以下の株式からの配当についての負債利子控除の廃止	
■ 繰越欠損金控除制度の段階的な見直し （大法人の控除限度額：所得の80%⇒65%⇒50%） 【H27年・H29年】 ○繰越期間の延長（9年⇒10年）【H29年】 ○ベンチャー・再建中企業への特例（7年・100%）		★政策的必要性を踏まえた租特の見直し （生産等設備投資促進税制等の廃止） 等	

※なお、来年度からの法人実効税率の引き下げに伴う、税制の見直し（繰越欠損金の取扱い、外形標準課税の拡大、租税特別措置の廃止等）については、中小企業には適用されない。

Ⅲ. 研究開発税制の強化・重点化

- ◆ 企業のオープンイノベーション（外部の技術・知識を活用した研究開発）を促進し、我が国のイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、**オープンイノベーション型の抜本的拡充**を実現（①控除率の大幅引上げ（現行12%→大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究：30%、企業間等：20%）②控除上限の別枠化（法人税額の5%）③中小企業等の知的財産権の使用料等を対象化）
- ◆ 総額型（25%）とオープンイノベーション型（5%）をあわせ、**控除上限30%を維持。**
- ◆ 長期的な研究開発に不可欠な**恒久措置の維持。**

Ⅳ. 地方拠点強化税制の創設

- ◆ 地方創生を実現するため、**東京からの移転**や**地方企業の拡充**等による企業の地方拠点の強化に対して、**オフィス投資減税**（最大25%の特別償却又は7%の税額控除）や**雇用促進税制の特例**（増加雇用者1人当たり最大80万円の税額控除等）を創設。自治体独自の減税措置に対する減収補填措置も併せて創設。

Ⅴ. 車体課税の見直し

◆自動車取得税・自動車重量税

- ・エコカー減税について、2020年度燃費基準への切替えを行うとともに、自動車の需要喚起の観点から、**2015年度燃費基準**によるエコカー減税対象車の**一部を引き続き減税対象**とし、**新たな減税枠を設ける拡充措置**を講じる。
- ・2015年燃費基準達成の新車について、自動車重量税の「当分の間税率」ではなく、本則税率を適用。

◆自動車税

- ・消費税率10%段階の車体課税の見直しにおいて、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス等を踏まえて議論。

◆軽自動車税

- ・環境性能に優れた軽自動車に対する軽い**軽課措置（グリーン化特例）の導入。**
- ・**二輪車**の税率引上げ時期について、平成28年度へ**1年間延期。**

VI. 中小企業・地域

◆中小企業者の事業承継を円滑化させる税制措置の強化等

- ・現行では、後継者（2代目）が、先代経営者（1代目）から一定以上の株式を取得し、経済産業大臣の認定を受けた場合には、後継者の贈与税・相続税の納税を猶予することができる。今後は、後継者が3代目に株式を再贈与しても、贈与税の納税義務が後継者に生じないようにする等、制度を拡充。（適用期限：なし） 個人事業者の事業承継等に係る税制措置については、総合的に検討。

◆商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

- ・平成29年4月予定の消費税率の再引上げに備える措置。本税制は、商業・サービス業を営む中小企業等が、商工会議所等の経営改善指導を踏まえた設備投資を行った場合、当該設備取得価額の30%特別償却又は7%税額控除を受けることができるものであり、その適用期限を、2年延長。
（平成28年度末まで）

◆地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大

- ・外国人旅行者向けの消費税の免税手続については、各店舗（事業者）ごとに行う必要があるが、この手続について、商店街、ショッピングセンター等においては、委託を受けた第三者が一括して行うことができる制度を創設する。（適用期限：なし）
- ・免税手続を委託している複数店舗での購入額を合算して、免税販売の対象とすることを可能とする。

◆中心市街地活性化のための税制措置の延長

- ・地域コミュニティの活性化のため、中心市街地活性化法に基づく商業施設等の建物等の取得に対し、5年間30%の割増償却制度の適用期限を2年延長。

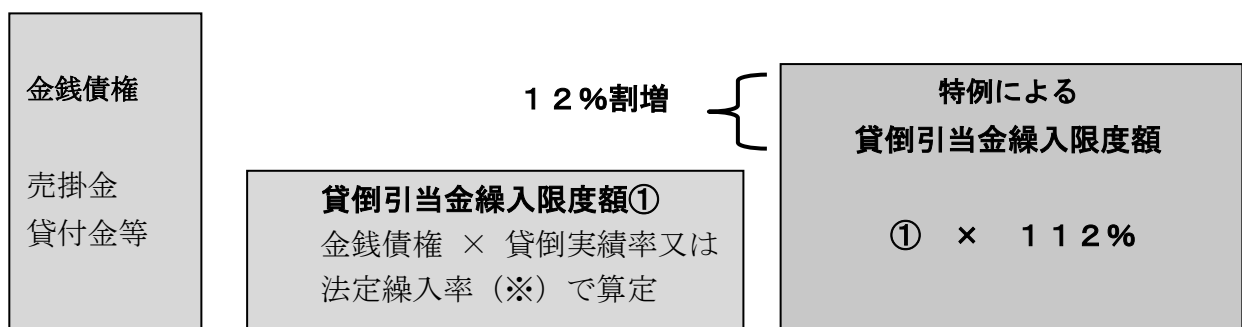
◆償却資産に係る固定資産税の抜本的見直し

- ・国際的に稀な償却資産課税の見直しについて、引き続き検討。

◆中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

- ・相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組む事業協同組合等が取引先の倒産により更に弱体化することや組合員や債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止することによって、組合の健全な発展と組合員の利益保護を図るため、中小企業等の貸倒引当金の特例について、適用期限を2年延長する。

（平成28年度末まで）※なお、中小企業等の貸倒引当金の特例とは、**貸倒引当金繰入限度額の12%割増措置のこと**である。



（※）法定繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに定めた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び事業協同組合等が適用を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10/1000
製造業	8/1000
金融・保険業	3/1000
割賦販売小売業	13/1000
その他	6/1000

～ 会 員 情 報 ～

「産直ハウスほすなある」が施設開業 15 周年記念祝賀会開催

産直ハウスほすなある協同組合（下屋敷 竹美 理事長）

同組合は、任意グループ「産直ハウスほすなある出荷者組合」として、施設開業後、昨年 6 月で、15 周年を迎えたのを記念し、1 月 20 日（火）、葛巻町のくずまき高原牧場「もく・木ドーム」において、組合関係者 53 名が出席するなか、記念祝賀会を盛大に開催した。祝賀会では、歴代の 3 名の組合長に感謝状が贈呈され、鈴木重男葛巻町長、吉澤信光葛巻町商工会長、岩渕哲宏本会事務局次長からの来賓祝辞の後、懇親会が催され、盛会裏に終了した。



感謝状贈呈の様子

ジャグラ岩手県支部創立 60 周年記念式典・祝賀会開催

（一社）日本グラフィックサービス工業会岩手県支部（高橋 雅光 支部長）

同工業会岩手県支部は創立 60 周年を迎えたのを記念し、1 月 23 日（金）、ホテル紫苑において来賓及び関係者 76 名が出席するなか、記念式典を盛大に開催した。第一部では、当工業会会長の吉岡 新氏より「JaGra60 年の歩みと印刷の未来について」と題して記念講演がなされた。記念講演終了後、記念式典を開催。歴代支部長表彰と永年功労者表彰の後、祝賀会が催され盛会裏に終了した。



受賞者の方々と高橋支部長（右端）

大船渡屋形船「潮騒（しおさい）」お披露目 2 月から本格運航スタート！

大船渡6次連携ブランド開発グループ（及川雄右 代表）

1 月 13 日（火）大船渡湾において、大船渡市内のカキ生産者と加工業者、ホテル業者でつくる大船渡 6 次連携ブランド開発グループ（及川雄右 代表）が屋形船「潮騒（しおさい）」（定員 66 名）の試乗会を開催した。

同グループは「復興応援 キリン絆プロジェクト」の支援（助成金 3 千万円）を受けながら、地元水産物のブランド化を推進し、将来的には大船渡全体の活性化を目指した「美味しい楽しい元気の街大船渡づくりプロジェクト」を実施している。その目玉となるのが、屋形船「潮騒」の運航。

同日は青空が広がり、試乗会には同市赤崎町の岸壁から関係者約 40 人が乗船し、カキの蒸し焼きや湾内の眺めを楽しんだ。屋形船は 2 月から予約制での本格営業運航を開始。コースは、昼と夜の部があり、かき料理など地元食材を活かした料理を楽しみながら、90～150 分かけて湾内をめぐる。

詳細は、屋形船の HP <http://www.55027104031.com/index.html> を参照下さい。※予約とお問い合わせは、(株)シーフロント（TEL:0192-27-1531）まで。



大船渡湾に停泊する屋形船「潮騒」

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る事例集の公表について（H26.12 月改訂）

金融庁では、平成 26 年 2 月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、同年 6 月に公表しました。更に、同年 12 月に取組事例を追加した改訂版を公表。これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援の一助となることを期待しています。概要は以下のとおり。

詳細は、以下の金融庁 hp を参照下さい。 <http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141225-1.html>

< 掲載事例（35 事例（26 年 12 月改訂後）） >

本事例集は、以下の 4 項目で構成。①経営者保証に依存しない融資の一層の促進（19 事例）○経営者保証を求めなかった事例 ○経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例 ②適切な保証金額の設定（4 事例）○経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例 ③既存の保証契約の適切な見直し（7 事例）○保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例 ○経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例等 ④保証債務の整理（5 事例）○中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例 ○事業再生 ADR を活用して保証債務を整理した事例 等

改正労働安全衛生法の概要の概要（平成 26 年法律第 82 号）

～労働災害を未然防止するための仕組みを充実します～

労働安全衛生法の一部を改正する法律が、平成 26 年 6 月 25 日、公布されました。この法律は、化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働者の安全と健康を確保するため、労働安全衛生対策の一層の充実を図ることを目的とするものです。概要は、以下の通り。詳細は、以下の厚生労働省HPを参照下さい。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000049191.html>

【改正法のポイント】

1. 化学物質管理のあり方の見直し

特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるものなどについて、事業者には危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付ける。

2. ストレスチェック制度の創設

・医師、保健師などによる検査（ストレスチェック）の実施を事業者には義務付ける。（ただし、従業員 50 人未満の事業場については当分の間努力義務とする。）

・事業者は、ストレスチェックの結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮など適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

3. 受動喫煙防止対策の推進

労働者の受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする。

4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設する。（計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。）

5. 外国に立地する検査機関などへの対応

国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際の検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

6. 規制・届出の見直しなど

・建設物または機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出（法第 88 条第 1 項）を廃止する。

・特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加する。

（施行期日：公布の日から起算して、それぞれ 6 は 6 月、3・4・5 は 1 年、2 は 1 年 6 月、1 は 2 年を超えない範囲において政令で定める日。）

全国中央会が新たに「中央会バリュー倶楽部」を創設！

～中小企業向けの福利厚生サービスです～

中小企業においては、少子高齢化の進展に伴い、労働力人口が今後減少する中で、有能な人材を如何に確保し、長期間勤務してもらえ環境を作るかが重要な課題となりつつあります。こうしたことなどを背景に、中小企業における安定した企業経営と充実した職場環境の整備を図るため、全国中央会では、今般、福利厚生制度「中央会バリュー倶楽部」を創設することとしました。

◎制度の概要

（1）仕組み

①全国中央会を事務局とする運営方式

「中央会バリュー倶楽部」は、全国中央会が運営事務局となり、福利厚生代行会社と包括契約を締結し、制度を導入する都道府県中央会傘下の会員事業者が加入者となる制度です。この方式により、全国規模のメリットを活かした低廉な費用による福利厚生制度を実現することができます。

（2）特徴

従業員一人当たり置き換えると、少額な「経費」とわずかな「事務の手間」で導入可能な「パッケージ」型福利厚生制度であり、中央会のスケールメリットを活かした低廉な費用で対応が可能であることの他に、次の特徴があります。**1. 会員事業者に対する主な加入メリット・・・**① 導入費用は、福利厚生費用として計上が可能。② 利用予約など、一括して福利厚生代行会社が業務を代行するため、間接人件費などが不要。**2. 会員事業者の従業員の主な加入メリット・・・**① 低価格で多種多様なサービスの利用が可能。② 所属会社を通さずに予約・申込みが可能のため、気軽に利用が可能。

③ 従業員の家族も同条件で利用が可能(※)（なお、利用者の範囲につきましては、2 親等以内の親族を対象とします。）※詳しくは以下の全国中央会HPを参照下さい。<http://www.chuokai.or.jp/vc.html>

景況は先行き慎重視(平成 26 年 12 月)

〈全体の概要〉

12月は、大雪や寒波の影響及び衆議院選挙により、人出および売上に影響が出た。また、人手不足は継続中で深刻な問題となっている。中小企業の景況は、原油価格の下落が続き、燃料費が抑制され、運輸業等一部の業種では好材料となったが、一方で、原材料費、電力料金や人件費の上昇によるコストの増加により収益環境が改善されておらず、先行きは慎重に見極めるべき状況にある。

◆ 菓 子 製 造 業
年末年始の帰省客により、土産品需要が増加した。

◆ め ん 類 製 造 業
お歳暮の需要期に季節労働者の求人出ずも人手不足、残業時間が大幅に増え、人件費の増大となった。

◆ 木 材 チ ッ プ 製 造 業
原木調達に支障をきたし、稼働率が低下している。

◆ 一 般 製 材 業
沿岸部の復興用製材品が、引き続き不足している。

◆ 印 刷 ・ 同 関 連 業
売上・収益減少傾向、業況の悪化は依然続いている。紙の値上げも予想され、改善の兆しが見られず。

◆ 一 般 機 械 器 具 製 造 業
仕事内容によって、受注量格差が生じている。

◆ 金 属 製 品 製 造 業
稼働率は高水準を推移しているが、受注価格・加工費用ともに一進一退、適正な受注価格に至らず。

◆ 水 産 物 卸 売 業
単価高が続き、消費者の買い控えや魚離れが加速。

◆ 野 菜 ・ 果 物 卸 売 業
野菜・果物とも単価安から、産地の寒波で生育不足のため品薄状態となり急激な単価高。

◆ 各 種 商 品 小 売 業
企業の賃金が上昇しない中、人材は高い賃金を求めて地域内から流出しているようである。

◆ 酒 ・ 調 味 料 小 売 業
物価上昇の加速が家計消費を圧迫し、節約意識が高まっており、消費は冷え切っている。

◆ 野 菜 ・ 果 物 小 売 業
大型店への集客と食の変化での和食離れが正月商材の不振となり、消費動向は上向かず。

◆ 食 肉 小 売 業
突然の師走選挙で、期待していた贈答品や宴会が、選挙違反の警戒から減少傾向となった。

◆ 燃 料 小 売 業
原油価格の大幅な下落で、小売価格の値下げ実施。

◆ 農 機 具 小 売 業
消費税の増税や米価の下落、戸別補償制度の減額等により農家は厳しく当業界は不透明な状況である。

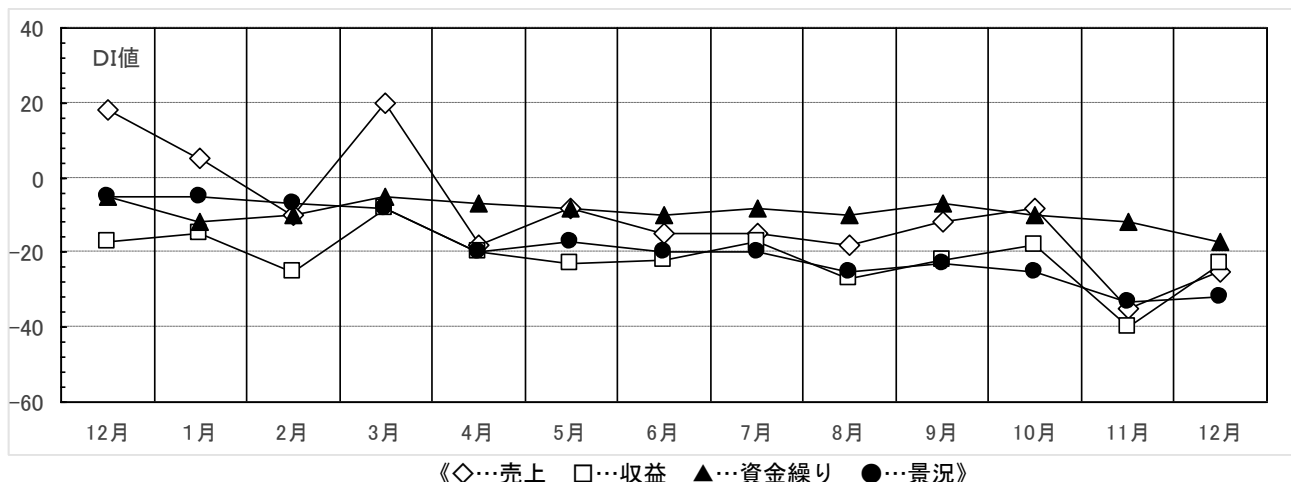
◆ 旅 館 業
宿泊を伴う忘年会の取扱いが減少しており、さらに衆議院選挙も重なり売上は伸びなかった。

◆ 旅 行 業
消費税率アップや貸切バス値上げで、販売価格の設定および収益確保に企業間でバラツキが見られた。

◆ 建 物 サ ー ビ ス 業
人材不足に悩まされ、解消する見通しが全くない。

◆ 一 般 貨 物 自 動 車 運 送 業
燃料価格が大きく値下げ、継続中である。先行きに不安が残るものの、利益は確保できそうである。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D I の推移グラフ (H25 年 12 月～H26 年 12 月) ●



※DI 値=Diffusion index の略:「良い」と答えた企業から「悪い」▲と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。

『組合運営基礎研修会』及び『組合決算講習会』並びに『組合税務講習会』開催のお知らせ

下記日程にて開催しますので、お知らせいたします。

- | | |
|---------|--|
| ■ 開催日時 | ①組合運営基礎研修会 平成 27 年 3 月 3 日(火) 13:00～14:30
②組 合 決 算 講 習 会 平成 27 年 3 月 3 日(火) 14:30～17:30
③組 合 税 務 講 習 会 平成 27 年 3 月 4 日(水) 9:00～12:00 |
| ■ 開催場所 | 岩手県民会館 4 階 第 1 会議室 |
| ■ テ ー マ | ①「日常発生する組合の事務処理 ～加入・脱退、認可・届出・登記等～」
②「組合決算の手続きと留意点」
③「法人税務申告書作成の実務」 |
| ■ 講 師 | ① 本会職員
② ③ 税理士 小野寺 孝一 氏 |
- ※お問い合わせ先：統括管理部 担当：船越・田村（TEL019-624-1363）

第 6 0 回中央会通常総会の開催について

下記日程にて開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

- | | |
|--------|---------------------------|
| ■ 開催日時 | 平成 27 年 5 月 15 日（金）15:00～ |
| ■ 開催場所 | ホテル東日本 3 階「鳳凰の間」（盛岡市） |
- ※詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。
お問い合わせ先：統括管理部（TEL019-624-1363）

◆主要日誌◆（1月1日～ 1月31日）

◎中央会主催事業

- 1/11, 12 第 4 回いわて商店街塾
1/13 第 3 回人確・採用対策セミナー
1/14 第 5 回営業力強化研修
・消費税転嫁対策専門家無料相談日
(1/20、21、27、29)

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 1/6 盛岡商工会議所新年交賀会
1/7 岩手県経済同友会新年交賀交歓会
〃 商工中金との情報交換交流会
1/15, 16 いわて農商工・希望ファンド事業審査委員会

- 1/20 産直ハウスほすなある（協）開業 15 周年記念祝賀会
〃 岩手県若年技能者人材育成支援等事業連絡会議
1/22 食肉三団体新年交賀会
〃 貸付審査委員会
1/23 商工指導団体ボウリング大会
〃 ジャグワ岩手県支部 60 周年記念式典
〃 岩手県社会人スポーツ支援協議会
1/27 グループ補助金（12 次公募）審査会
1/28 ものづくり産業人材育成ビジョン作成会議
1/30 人材確保・定着支援事業 4 県連絡会議